

鳥取県環境基本計画

1 計画の考え方

1.1 計画改訂の趣旨・背景

今日の環境問題は、廃棄物の増大による生活環境の悪化、生活排水による湖沼の汚染といった身近な問題から大気中の二酸化炭素等の増加による地球温暖化といった地球規模の問題まで広範囲に及び、その原因は複雑化、多様化しています。

このような問題を解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う経済社会活動を見直し、社会全体を環境への負荷の少ない持続可能な社会に変えていく必要があるとの認識の下、平成8年10月に鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（以下「基本条例」という）を制定しました。また、基本条例に基づき、平成11年3月には、鳥取県環境基本計画（以下「計画」という）を策定し、計画の「目標」、「施策の方向」に沿って環境施策を進めてきました。平成12年4月に本庁知事部局が認証取得した環境管理システムの国際規格ISO14001は、計画の実践手段として位置づけられています。

しかし、計画を策定してから6年が経過し、環境の状況、社会経済情勢の変化及び科学技術の進展など、環境問題を取り巻く状況は大きく変化してきたため、現行の計画を改訂します。

1.2 計画の目的

本計画は、基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する「目標」、「施策の方向」を示すことにより、環境の保全及び創造に関する取組を推進することを目的とします。

1.3 計画の目標年度

本計画の目標年度は、改訂前の計画と同じ、平成22(2010)年度とします。環境を巡る状況等に変化があれば、適宜、見直しを行います。

2 計画の目標及び施策の方向

2.1 計画の目標

本計画では、基本条例の基本理念に基づき、中長期的な視野に立って次の5つの目標を設定します。

**すべての主体の連携・協働による環境立県
循環を基調とする経済社会システムの実現
自然と人間との共生の確保
快適な環境・美しい景観の保全と創造
地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携**

2.2 施策の方向

本計画では、5つの目標に沿って施策の方向を定めます。

すべての主体の連携・協働による環境立県

今日の環境問題は、日常の生活、事業活動によってもたらされる環境への負荷が複雑に絡み合っており、その解決に向けては、すべての県民、企業、行政が自ら可能な環境配慮活動に積極的に取り組むことが必要です。

本県は環境を重視した地域づくり「環境立県」を目指して、環境に関する様々な独自の施策を行ってきました。地域ではNPOやボランティアなどによって、環境配慮活動が活発に行われてきましたが、ゴミ問題、地球温暖化の進展など、その効果はなかなか現れていません。

今後は環境教育・学習を通じて、環境問題の解決に向けて行動する人を育てるとともに、環境配慮活動をさらに広げて県民運動的に展開し、すべての主体が連携・協働して実行していくことが必要です。

このため、次の取組を進めます。

環境教育・学習の推進

環境配慮活動の推進

環境立県県民運動の推進

大学との連携

循環を基調とする経済社会システムの実現

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムによるゴミ、生活排水といった環境への負荷は、自然の持つ復元能力を超えて、様々な環境問題の原因となっています。

本県においても、産業活動などに起因する廃棄物の増大によって処理施設が逼迫しています。大気、水、土壌環境が汚染する可能性、環境ホルモンにさらされるリスクは常にあります。

私たちは、限りある資源を有効に利用し、環境への負荷を最小限に抑え、循環を基調とする経済社会システムを実現していく必要があります。

このため、次の取組を進めます。

廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理

環境産業の振興、環境産業クラスターの形成

大気、水、土壌環境の保全

環境ホルモンなど化学物質の適正管理

自然と人間との共生の確保

人間の活動や開発による環境への負荷、森林や農地が不適切な管理などによって野生動植物の生息、生育の場が減少しています。さらには乱獲や移入種の影響などにより、野生動植物の個体数が減少し、絶滅のおそれが増大しつつある種も出てきています。

本県は豊かな自然環境に恵まれてきました。しかし、近年、様々な開発行為等の影響により湖沼の富栄養化が進んで在来種がいなくなったりするなど、自然環境の多様性が損なわれつつあります。農山村においても、過疎化、高齢化、後継者の減少等から森林農地等の適正な管理が困難になってきており、森林、農地の持つ降水の貯留、洪水緩和、水質緩和といった多面的な機能が損なわれつつあります。

私たちは、自然とのふれあいを通じてその大切さを学び、豊かな恵みをもたらす多様な自然環境を保全・再生し、その恵みを将来の世代へと継承していく責務があります。

このため、次の取組を進めます。

三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生
野生動植物の保護と生息環境の保全・再生
農地、森林等の持つ環境保全機能の確保
人と自然とのふれあいの確保

快適な環境・美しい景観の保全と創造

美しく調和のとれた都市の景観はやすらぎのある快適な都市空間を形成し、地域の風土の中でつくられてきた農山村の景観はふるさとへの親しみや愛着を育みます。

本県には、地域の人々の長年の生活の中で形成され、残されてきた史跡や遺跡などの素晴らしい歴史的遺産もあります。これらの優れた地域の景観や歴史的遺産は、自然環境の素晴らしさ、地域の歴史や文化を将来に伝える貴重な資源であるとともに、県民の地域への親しみや愛着を育む資源として重要な役割を果たしています。

うるおいとやすらぎのある美しい環境を創出するため、これらの歴史的・文化的遺産、歴史的街並みや自然景観を保全し、個性豊かなまちづくりを進めていくことが求められています。

このため次の取組を進めます。

美しい景観の保全と創造
歴史的、文化的環境の保存と整備
環境影響評価の推進

地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

人間の活動が拡大するに伴って大気中に放出される大量の二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化を引き起こし、海面水位の上昇など地球規模で影響を与えると予測されています。また酸性雨は、土壌や湖沼の酸性化を引き起こし、森林の衰退や水生生物の死滅等を引き起こすため地球規模で問題となっています。

本県においても車の増加などライフスタイルの変化によって、二酸化炭素の排出量は全国を上回るペースで増え続けています。また中国で進む砂漠化、工業化は日本、韓国で黄砂、酸性雨といった影響を及ぼしています。

私たちは、地域の環境が地球環境にも深く関わるとともに、私たち一人ひとりの行動が地球環境に負荷を与えていることを十分に理解し、国際的にも連携して地球環境の保全に向けた活動を推進していく必要があります。

このため、次の取組を進めます。

二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

自然エネルギーの導入

酸性雨、黄砂防止対策の推進

国際連携の推進

3 計画の実行

3.1 実行計画（環境立県アクションプログラム）

計画の中で、重点的に具体的に推進する施策として環境立県アクションプログラム（以下「実行計画」という）を策定します。

実行計画では、3年後の目標（できるだけ数値）と目標を達成するための施策を掲げます。

3.2 実行計画による進行管理

実行計画の目標と施策は鳥取県庁のISO14001と連動させ、計画 実行 点検 見直しにより進行管理を行います。

見直しには県民の声を反映させる、県民との協働システムを構築します。

3.3 各主体の役割

本計画を推進するためには、住民、事業者、行政の各主体が共通の認識のもとで、連携と協働による取組を進める必要があります。

このため、各主体に対して本計画と実行計画を周知するとともに、各主体においても実行計画（アクションプログラム）を策定し、実行することを期待します。

<参考>

1 環境基本計画策定（平成11年3月）以降の動き

環境基本計画の制定以降、新たな行政運営方針、環境関連条例を制定しました。

年月	事項
平成12年12月	・鳥取県庁がISO14001取得
平成13年3月	・新エネルギービジョン策定
平成13年7月	・鳥取県廃棄物処理計画の策定 ・鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の制定 ・鳥取県グリーン購入基本方針の策定
平成13年12月	・鳥取県希少野生動物の保護に関する条例の策定
平成14年3月	・地球温暖化防止に向けたアクションプログラムの策定 ・鳥取県版環境管理システム認定制度（TEAS）の創設
平成14年7月	・鳥取県産業廃棄物処分場税条例の制定
平成15年4月	・地域資源を再認識し地域の自立を進める「鳥取ルネッサンス運動」を展開
平成16年3月	・森林環境保全税を創設する条例を可決
平成16年9月	・鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例の制定

また、我が国唯一となる環境専門大学である鳥取環境大学の開設（平成13年4月）や衛生環境研究所の開所（平成14年7月）など、環境施策を推進する基盤の整備が徐々に進んできました。

2 鳥取県の環境に関する県民意見

平成15年12月～平成16年1月に、鳥取県の環境に関して県民意見を募集したところ2200件の意見をいただきました。

今後の鳥取県の環境に関する、県民意見の方向性は次のとおりでした。

- ・豊かで貴重な自然（森林、河川、動植物など）を次世代に残したい。
- ・リサイクルを徹底することで、循環型社会を作っていきたい。また、その受け皿となる環境産業の育成が必要
- ・三大湖沼の水質浄化が必要
- ・今の地球環境問題を考えると、自然エネルギーの導入や、公共交通機関の利用が不十分
- ・環境を良くしていくためには、環境教育・学習による県民の意識改革が必要
- ・環境管理システム等の普及が不十分
- ・専門家の意見だけでなく住民の意見も聞き、NPO等の活動を支援し、住民団体の力で地域から環境を改善していく。